

タクシーご利用の皆様へ

日頃タクシーをご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、『小型車区分の廃止』に伴い、山梨県A地区のタクシー運賃を改定し、平成29年4月17日より実施することとなりました。



タクシー業界におきましては、安全輸送とサービス向上により一層の努力をしておりますので、今後ともご利用のほどよろしくお願い申し上げます。

運賃料金表

- | | | |
|-------------|-------------------|---------|
| 1. 距離制運賃 | | |
| (普通車) 初乗運賃 | 1.8 kmまで | 730 円 |
| 加算運賃 | 283mを増すごとに | 90 円 |
| 2. 時間距離併用運賃 | 時速 10 km以下で走行した場合 | |
| (普通車) | 1分45秒ごとに | 90 円 |
| 3. 時間制運賃 | | |
| (普通車) | 30分までごとに | 3,250 円 |

※時間制運賃は事業者によって異なります。

平成29年4月17日

(一社) 山梨県タクシー協会

TEL 055-262-1212